

# 遺族厚生年金に関する調書

組合員が亡くなられた当時、その組合員によって生計を維持したご遺族に「遺族厚生年金等」の受給権（組合員の死亡日から）が生じます。遺族厚生年金の支給には要件があり、年金請求ができるご遺族がおられる場合には、遺族厚生年金請求書類をご案内します。

以下をご記入ください。

組合員証番号	組合員氏名

報告者氏名（ご遺族）	続柄	連絡先
		（      ）

請求書類送付先住所（A～Fに該当する場合のみ）

--

裏面のフローチャートでご確認のうえ、A～Gのあてはまる欄に記入してください。

		氏名	生年月日	住民票	850万円以上の収入	生計関係
A	配偶者		. .	同一・別居	あり・なし	あり・なし
	子		. .	同一・別居	あり・なし	あり・なし
			. .	同一・別居	あり・なし	あり・なし
			. .	同一・別居	あり・なし	あり・なし
B	配偶者		. .	同一・別居	あり・なし	あり・なし
C	子		. .	同一・別居	あり・なし	あり・なし
			. .	同一・別居	あり・なし	あり・なし
			. .	同一・別居	あり・なし	あり・なし
D	父		. .	同一・別居	あり・なし	あり・なし
	母		. .	同一・別居	あり・なし	あり・なし
E	孫		. .	同一・別居	あり・なし	あり・なし
			. .	同一・別居	あり・なし	あり・なし
			. .	同一・別居	あり・なし	あり・なし
F	祖父		. .	同一・別居	あり・なし	あり・なし
	祖母		. .	同一・別居	あり・なし	あり・なし
G		遺族年金を請求できる遺族の要件に該当しません				

生計関係がないとき、または収入要件を満たさないときは遺族厚生年金を請求できません。

**<遺族厚生年金を請求できる遺族の要件>  
死亡した組合員と生計を共にしており、収入が850万円を超えない者**

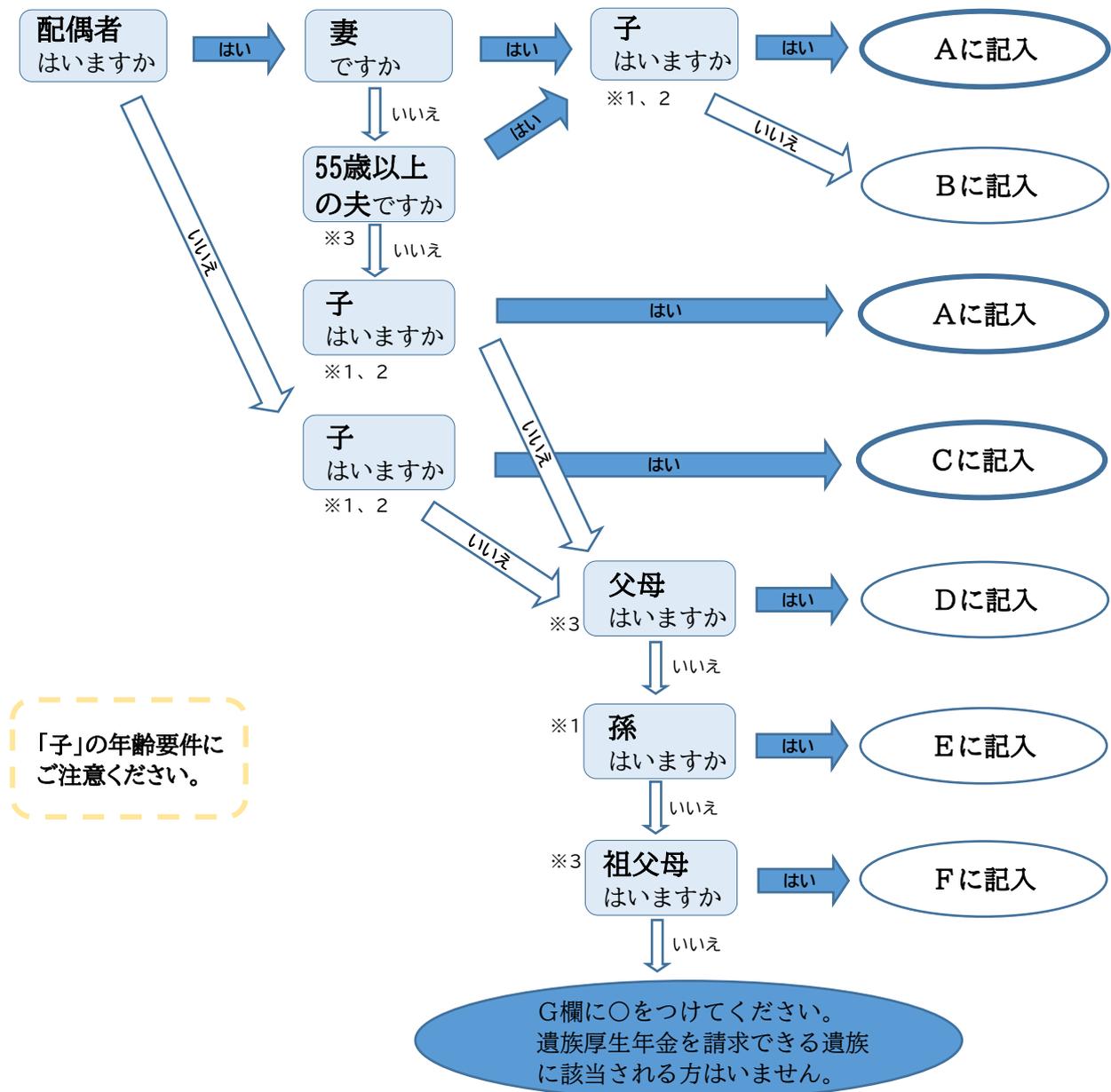
- ・ 生計を共にされていない、もしくは850万円以上の収入がある方は請求できません。
  - ・ 別居されていても、定期的な経済的援助がある場合等には生計関係があると認められる場合があります。
  - ・ 収入が850万円以上であっても、5年以内に定年退職されるときは請求できる場合があります。
- 遺族の要件に該当しない場合、請求書はお送りしません。ご不明な点等ありましたら担当まで直接ご相談ください。

<遺族厚生年金を請求できる遺族の判別フローチャート>

年齢等要件があります

※1 子・孫	①18歳に達する日の属する年度末までにあり、かつ婚姻していない ②20歳未満で障害等級の1級または2級に該当する障害状態にあり、かつ婚姻していない
※2 子	死亡ときに胎児であった子も含まれます。
※3 夫 父母 祖父母	死亡ときに55歳以上であることが要件ですが、60歳以降から支給されます。

ご遺族についてお聞きします



「子」の年齢要件にご注意ください。

※55歳未満の夫に遺族厚生年金は支給されません。（子がいる場合、55歳未満の夫は遺族基礎年金を請求できます。）

※AおよびCに該当する場合、遺族基礎年金も請求することができます。

※死亡した組合員について保険料納付要件があります。遺族の要件を満たしていても、保険料納付要件を満たさない場合は支給されません。